

愛媛県災害情報システム改修業務 説明書

- 説明書本文
- 業務仕様書

愛 媛 県

説 明 書

愛媛県災害情報システム改修業務に係る入札参加希望者の公募については、公告、関係法令に定めるもののほか、この説明書によるものとする。

1 業務の内容

- (1) 業 務 名 愛媛県災害情報システム改修業務
- (2) 業 務 内 容 愛媛県災害情報システムの防災メール送信機能における土砂災害危険度情報のメール送信機能の追加
- (3) 業務の詳細な説明 愛媛県災害情報システム改修業務（防災メール機能における土砂災害危険度情報のメール送信機能追加）仕様書による
- (4) 履 行 期 間 業務委託契約の成立の翌日から令和2年3月31日まで

2 入札参加希望者の要件

- (1) 入札参加者に必要な資格
 - 次の要件を全て満たすもの
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - イ 入札参加申請書の受領の期限の日から開札までの期間に、知事が行う入札参加資格停止の期間がない者であること。
 - ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てがなされていないこと（民事再生法の規定による再生計画認可又は会社更生法の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。）。
 - エ 過去10年間に、全国で行政機関（気象庁、国、県等）の防災情報の提供設備や処理設備のうち電子メール等で通知するシステムの設計・構築・改修の工事又は業務の実績を有する者であること。
- (2) 応募した者の中から入札参加者を選定するための項目
 - 入札参加者は、入札参加申請書提出者の中から、保有する技術職員の状況、工事又は業務の実績並びに配置予定技術者の資格、業務の経験及び手持ち業務、業務の実施体制等を勘案し選定するものとする。

3 入札参加申請書の提出等

入札参加希望者は、次により入札参加申請書（別記第1号様式）を提出しなければならない。

- (1) 入札参加希望者の要件
 - 入札参加申請書を提出することができる者は、入札参加申請書を提出する時において、2の（1）に掲げる要件をすべて満たしている者とする。
- (2) 入札参加申請書の受領期間並びに提出の場所及び方法
 - ア 受領期間
 - 令和元年10月16日（水）から10月28日（月）までの執務時間中（月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までをいう。）
 - イ 提出場所
 - 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県土木部河川港湾局砂防課傾斜地保全係

ウ 提出方法

持参して提出すること。郵送又は電送による書面は、受け付けない。

- (3) 入札参加希望者は、入札参加申請書に次の書類を添付して提出しなければならない。

なお、イの工事又は業務の実績及びウの配置予定の技術者の業務の経験については、平成 21 年度以降に、業務が完了し、引き渡しが進んでいるものだけに限り記載すること。

ア 保有する技術職員の状況調書（別記第 2 号様式）

保有する技術職員の状況について記載すること。

イ 工事又は業務の実績調書（別記第 3 号様式）

行政機関（気象庁、国、県等）の防災情報の提供設備や処理設備のうち電子メール等で通知するシステムの設計・構築・改修の工事又は業務の実績を記載すること。記載する実績は、平成 21 年度以降に完了した実績で 1 件以上 5 件まで記載すること。

ウ 配置予定技術者の資格、業務の経験及び手持ち業務（別記第 4 号様式）

エ 業務の実施体制について、下記の内容を別記第 5 号、6 号に記載すること。

- ・主たる部分を再委託してはならない。
- ・他の業者等に主たる部分以外を再委託する場合又は学識経験者等の技術協力（注）を受けて業務を実施する場合は、再委託先又は協力先の名称及び再委託先又は協力を求める内容を記載する。
- ・業務実施過程における守秘すべき個人情報等の管理体制について記載する。
- ・人員配置・業務実施計画等について具体的に記載する。

（注）技術協力とは、業務の一部について学識経験者等の第三者から指導又は助言を受けることをいう。

オ 契約書の写し

（3）のウの施工実績として記載した業務に係る契約書の写しを提出すること。なお、契約書で実績が確認できない場合は、その内容が確認できる書類の写しを提出すること。

(4) その他

ア 入札参加申請書の作成及び提出にかかる費用は、入札参加希望者の負担とする。

イ 提出された入札参加申請書は、返却しない。

ウ 提出された入札参加申請書は、入札参加者の選定以外に無断で使用しない。

4 入札参加者の指名

入札参加者は、入札参加申請書提出者の中から選定し、その結果を入札参加申請書受領期限の日からおおむね 20 日以内に書面により通知するものとする。

5 指名されなかったものに対する理由の説明

- (1) 入札参加申請書を提出した者のうち指名しなかった者（以下「非指名者」という。）に対して、指名しなかった旨を入札参加申請書受領期限の日からおおむね 25 日以内に書面により通知する。

(2) 非指名者は、非指名の通知の日の翌日から起算して5日以内に書名により指名されなかった理由（以下「非指名理由」という。）の説明を求めることができる。

なお、書面は次の提出先に持参することとし、郵送又は電送によるものは、受け付けない。

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県土木部河川港湾局砂防課傾斜地保全係

(3) 説明は、理由の説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日以内に書面により回答する。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札参加者は、入札保証金を納付すべきこととされた場合にあっては、入札書の提出期限までに、入札保証金又は入札保証金にかわる担保を納付しなければならない。

(2) 契約保証金

契約の相手方は、契約保証金を納付すべきこととされた場合にあっては、所定の手続きに従い、所定の期日までに、契約保証金又は契約保証金にかわる担保を納付しなければならない。

(3) 入札保証金及び契約保証金に係る取扱については愛媛県会計規則の規定による。

7 その他

その他不明な点は、愛媛県土木部河川港湾局砂防課傾斜地保全係に照会すること。

(電話 089-912-2437)

入札参加申請書

令和 年 月 日

愛媛県知事 中 村 時 広 様

申 請 者
住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

令和 年 月 日付けで公募のありました次の業務に係る入札に参加したいので
関係書類を添えて申請します。

なお、指名されるための要件をすべて満たしていること、並びに本申請書及び添付書
類のすべての記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

記

1 業 務 名

2 添付書類

- | | |
|-------------------------------|--------------|
| (1) 保有する技術職員の状況調書 | (別記第2号様式) |
| (2) 工事又は業務の実績調書 | (別記第3号様式) |
| (3) 配置予定技術者の資格、業務の経験及び手持ち業務調書 | (別記第4号様式) |
| (4) 業務の実施体制に係る書類 | (別記第5号、6号様式) |

注 「印」は、法人にあつては代表取締役の印、個人にあつては代表者の印を押すこと。

注 不要な添付書類は削除して使用すること。

保有する技術職員の状況調書

申請者名: _____

専 門 分 野	技 術 職 員 数	う ち 有 資 格 者 等
		(例) 技術士 名 監理技術者(電気・通信) 名 RCCM 名
合 計(延べ人数)		
再 計(実人数)		

注1 一人の職員が複数の資格を有する場合、各々の資格に記入し、合計の欄には延べ人数を記入すること。
 注2 再計の欄には、技術職員の実人数を記入すること。

工事又は業務の実績調書

申請者名: _____

業務等の種類					
業務等名					
発注機関名					
契約金額					
履行期間					
業務等の概要					

注1 行政機関(気象庁、国、県等)の防災情報の提供設備や処理設備のうち電子メール等で通知するシステムの設計・構築・改修の工事又は業務の実績
(工事又は業務が完了し、成果品の引渡済みのものに限る。)について記載すること。

注2 工事又は業務の実績を証明するものとして、契約書の写しを添付すること。
なお、契約書で実績が確認できない場合は、その内容が確認できる書類の写しを添付すること。

配置予定技術者の資格、業務の経験及び手持ち業務調書

申請者名: _____

配置予定 技術者	氏名			
	所属・役職			
	資格・部門等		取得年月日	
	平成 年度以降 の主な業務の経験	業務名		
		発注機関名		
		履行期限		
	現在の手持ち業務	業務名		
発注機関名				
履行期限				

注1 「主な業務の経験」は、行政機関(気象庁、国、県等)の防災情報の提供設備や処理設備のうち電子メール等で通知するシステムの設計・構築・改修について記載すること。

注2 手持ち業務には他の発注者に係るものも含め、すべて記載すること。

業務の実施体制(1)

申請者名: _____

再委託の予定	委託先
	委託内容
技術協力の予定	協力先
	協力を求める内容

注1 再委託とは、業務の一部について第三者に委任し又は請け負わせること。

注2 技術協力とは、業務の一部について学識経験者等の第三者から指導又は助言を受けること。

注3 主たる部分を再委託してはならない。

業務の実施体制(2)

申請者名: _____

守秘すべき個人情報等の
管理体制

業務実施体制

注1 業務実施過程において収集した資料、知り得た守秘すべき個人情報等の管理体制について、具体的に記
すること。

注2 業務実施体制(人員配置・業務実施計画等)について、具体的に記載する。

愛媛県災害情報システム改修業務
(防災メール機能における土砂災害危険度
情報のメール送信機能追加)

仕様書

愛媛県土木部河川港湾局砂防課

1 総則

1.1 適用

本特記仕様書は、「愛媛県災害情報システム改修業務」（以下、「本業務」という。）に適用する。

1.2 目的

本業務は、平成 28 年 4 月から運用を開始している愛媛県災害情報システム（以降、本システム）の防災メール送信機能（以降、本メール機能）に対して、市町をさらに細分化した地区の単位で、土砂災害危険度情報を送信する機能を追加するものである。現状、本メール機能では、市町単位で発表される土砂災害警戒情報を契機として、受信希望者にメールを送信している状況である。

一方、全国的には、昨年の豪雨災害をはじめとする昨今の災害を受け、住民に避難行動を促す上で、送信情報の対象地区、対象者をより細分化し、特定することが重要視されている状況である。本県においても、防災メールの送信をより細分化した地区に特定することで住民に対する、避難行動の促進を実現するものとする。

1.3 契約の範囲

本業務範囲は、本仕様書に示す内容のとおりとし、発注者が行う完了検査に合格するまでの一切の費用は受注者の負担とする。

1.4 納入場所

県庁 松山市一番町 4 丁目 4 - 2（詳細については、発注者の指示に従うこと）

1.5 業務に従事する技術者

- (1) 受注者は、本業務における管理技術者を定め、発注者に通知するものとする。
- (2) 管理技術者は、契約図書等に基づき、本業務に関する技術上の管理を行うものとする。
- (3) 管理技術者は、行政機関（気象庁、国、県等）の防災情報の提供設備や処理設備のうち電子メール等で通知するシステムの設計・構築・改修に関する従事経験があり、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。

1.6 諸法規の厳守

受注者は、契約書並びに設計書、図面、本仕様書（以下、「設計図書」という。）、関係法令、技術基準等に基づき実施するものとする。

1.7 仕様書の変更

業務の目的を達成するため発注者が必要と認めた場合は、新たに業務項目を変更（追加又は削除）するなど、発注者と受注者が協議のうえ本仕様書の変更ができるものとする。なお、仕様書の変更に伴い、発注者が業務項目の単価の変更が必要と認めた場合は、その費用について発注者と受注者が協議できるものとする。また、本設備の機能を当然満たさなければならないものは、受注者の責任において充足するものとする。

1.8 特許に関する事項

本設備に使用する部品の製作及び使用に関する特許又は実用新案については、その責任は全て受注者において処理するものとする。

1.9 保証、保守

竣工検査後1年間を保証期間として、1年以内に発生した障害において、設計、製作によるもの等、受注者の責任と認められるものについては、発注者の指示に従い直ちに無償で再検査、修理または交換しなければならない。

障害の修理を行った場合は、必ずシステムの正常性を確認し、発注者の確認を受けるものとする。また、障害の内容について、状況・障害箇所・対処策等を明記した障害報告書を提出すること。

安定したサービス提供のため、システムの運用管理に関する Q&A、トラブル事例、技術情報、修正情報等の運用支援情報を製品ごとに提供すること。

庁内 LAN システムの運用管理業者と連携し、安定した運用に努めること。

1.10 疑義

この契約について、疑義の生じた事項及び設計図書に定めない事項については、発注者と受注者が協議により定めるものとする。

2 業務内容

2.1 システム化範囲

1) システム化対象業務

本メール機能に対し、土砂災害危険度情報の地区単位での送信機能の追加

2.2 計画準備

本業務を円滑に遂行するために、業務計画の立案、工程計画の作成、実施体制等を業務計画書としてとりまとめる。

2.3 機能要件

本システム及び本メール機能を構成する機能要件について以下に示す。

なお、記載された機能要件は本仕様書作成時点の基本要件であり、本システムに必要な機能要件の全てを示したものでない点を留意し、最終的な機能要件は要件定義段階で発注者と調整すること。

また、現行の本システム（本メール機能（登録制））の機能仕様を十分理解した上で、現行の本システム保守業者（NTT データ関西）と協力し、送信エラーや遅延することなく、確実に実施すること。

1) メール受信設定画面

利用者向けに、土砂災害の危険度が上昇した際のメールの受信可否を設定する画面を提供すること。受信設定は、市町をさらに細分化した地区（全 190 地区）ごとに設定できることとする。

2) 土砂災害危険度情報受信機能

土砂災害情報相互通報システム（連携先システム）から送信される地区ごとの土砂災害危険度判定結果を、本メール機能側で受信処理した上で、メール送信を行うものとする。

また、10 分毎に送信される、全 190 地区に対する土砂災害危険度判定結果をインターネット経由（RESTAPI）で受信できること。

3) メール送信機能

受信した判定結果に基づき、メール送信地区の単位で土砂災害の危険度情報を送信する。送信するメールは、「送信先」「送信内容（メールの件名・本文）」を以下の条件により自動生成する。

- ・送信先：メール受信設定画面で受信を選択した利用者にものみ送信されること
- ・送信内容：固定文とすること

2.4 打合せ協議

受注者は発注者と緊密な連絡を保ち作業を遂行しなければならない。打合せ事項について受注者は、その都度別に定める「打合せ記録簿」を作成し発注者に提出するものとする。

2.5 現行の本システムとの調整等

現行の本システムとの連携に係る一切の連携費用や調整事項等については、本業務に含むものとし、受注者の責任において、負担・実施する。

3 成果物

3.1 納入成果物

納入成果物は書面・電子媒体とし、書面での提出書類は原則として A4 版とし、日本語で記載する。

- | | |
|----------------------------------|----|
| 1) 要件定義書（システム概要図や機能概要について記載した資料） | 一式 |
| 2) テスト（テスト実施結果を記載した資料） | 一式 |

なお、提出部数は紙媒体及び電子媒体（CD-R 等）各 2 部とするとする。

原則、ファイル形式は愛媛県で採用している読み書き可能な形式に合わせる。

3.2 検収方法

完成検査時に、本運用環境でシステムが正常に動作することを確認する。また、納品したドキュメント類の検収を行う。

4 その他

4.1 業務計画書

下記以外については、変更業務計画書を提出すること。

- ・業務数量のみ変更する場合
- ・業務の工期のみを変更する場合

4.2 品質管理及び守秘義務

本業務を遂行するにあたり、受注者は適切な品質管理を行うものとする。また、本業務の遂行上知り得た内容について、第三者に漏洩してはならない。

個人情報の取扱に関する特記仕様書

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 受注者は、この業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、これに違反した場合は、愛媛県個人情報保護条例の規定に基づき処罰される場合があることその他個人情報の保護に必要な事項を周知するものとする。

(収集の制限)

第3 受注者は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第4 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5 受注者は、発注者の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6 受注者は、この契約による業務を処理するために発注者から提供された個人情報が記録された資料等を、発注者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止等)

第7 受注者は、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を受けたときは、この限りでない。

2 受注者は、発注者の承諾により第三者に個人情報を取り扱う業務を再委託する場合には、発注者が受注者に求めた個人情報の保護に関し必要な措置と同様の措置を当該第三者に求めなければならない。

3 受注者が発注者の承諾により第三者に個人情報を取り扱う業務を再委託したときは、委託業務に係る当該第三者の行為は、受注者の行為とみなす。

(資料等の返還等)

第8 受注者は、この契約による業務を処理するため発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに発注者に返還するものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

2 受注者は、この契約による業務を処理するため受注者自らが収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後速やかに、かつ確実に廃棄又は消去するものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(個人情報運搬)

第9 受注者は、この契約による業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい、紛失又は滅失等を防止するため、受注者の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

(実地調査)

第10 発注者は、受注者がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の管理の状況について、随時実地に調査することができる。

(指示及び報告等)

第11 発注者は、受注者がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、受注者に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(事故報告)

第12 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

(参考) 愛媛県個人情報保護条例

(委託に伴う措置等)

第14条 実施機関は、個人情報取扱事務の全部又は一部を実施機関以外のものに委託するときは、当該委託に係る契約において、委託を受けたものが講ずべき個人情報の保護のために必要な措置を明らかにしなければならない。

2 実施機関から個人情報取扱事務の委託を受けたものは、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 前項の委託を受けた事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

4 前3項の規定は、実施機関が地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき同項の指定管理者に公の施設の管理を行わせる場合について準用する。

(罰則)

第50条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第14条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の事務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイル(公文書に記録されている個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の公文書に記録されている個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいい、その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第51条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た公文書に記録されている個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。